平成２６年（フ）第１９０５号
名古屋市守山区弁天が丘1410　ハイツハイウッド202号、開始決定時の住所名古屋市守山区苗代２丁目７番23号
破産者　大澤　和夫
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８３８号
名古屋市中区千代田１丁目５番11号（ブラウンハウス606号）、従前の住所名古屋市昭和区広瀬町３丁目19番地（ラシエールＲ＆Ｉ301号）
破産者　薦田　信明
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字南屋敷2762番地　グラフィージュ202号
破産者　南場　美穂
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１６号
神戸市須磨区若草町３丁目15番地２、住民票上の住所神戸市西区狩場台１丁目19番地の15（従前の住所）神戸市須磨区車字獅堀936番地の１　705号
破産者　かりばプラザベーカリーくじら２号こと　橋本　和也
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２５号
兵庫県たつの市新宮町篠首2140番地１
破産者　木南　隆則
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５３２号
広島市佐伯区皆賀４丁目６番１―201号
破産者　高田　研明
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３０号
広島市安佐北区口田南１丁目17番14号
破産者　大倉　由加
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３６８号
高知市薊野西町１丁目５番34号、開始決定時の住所高知市東秦泉寺284番地
破産者　久保　進介
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８１号
高知市若草町12番１―110号、開始決定時の住所高知市針木本町１番32号
破産者　岡本　　勲
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６８号
大分市大字皆春639番地の３（サンハイツイノウエ302）
破産者　廣田　久美
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市喜入町333番地３、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西田１―１―６　西駅ハイツ503
破産者　川野　　修
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38番３―1005号
破産者　馬塲　謙次
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目38番３―1005号
破産者　馬塲　繁子
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県大島郡喜界町大字滝川555番地３
破産者　嶺岡　義久
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町13番27号
破産者　麻岡正一郎
1　決定年月日　平成28年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３２９号
函館市時任町９番14号　３階、開始決定時の住所函館市本町３番３号　光ビル　301号室
破産者　小林　　睦
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３５号
函館市安浦町108番地１
破産者　蛯谷智重子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９３号
釧路市貝塚２丁目６番44号　テラスハウス２号室、開始決定時の住所釧路市鳥取北３丁目７番15号
破産者　田中　達也
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所